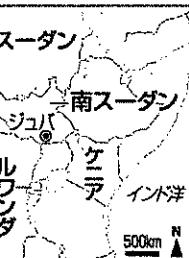


11/16
水曜

駆け付け警護閣議決定

安保法初の新任務



政府は15日の閣議で、南スーダンの国連平和維持活動（PKO）＝UNMISSに派遣する陸上自衛隊に、安全保障関連法に基づく新たな任務「駆け付け警護」を付与することを決定した。3月の法施行後、可能となつた新任務の付与は初。来月12日から実施する。安保関連法により武器使用の範囲が拡大された自衛隊の海外任務が、実際に始まる。【5面に表層深層と論説、30面に関連記事】

新任務を巡り想定される流れ	
11月15日	「駆け付け警護」の新任務付与を閣議決定
18日	稻田防衛相が南スーダンPKOの派遣命令で「宿営地の共同防衛」を含む新任務を付与
20日	南スーダンに派遣する交代部隊の11次隊先発隊が青森空港出発
12月12日	11次隊が実際に新任務遂行可能になる
15日	11次隊の全員が南スーダン入り
3月末	南スーダンPKOの現行の派遣期限

2016年

南スーダン 陸自来月から

現地の治安情勢は流動的で、戦闘に巻き込まれる危険性が増す懸念は拭えない。自衛隊の海外活動は、踏み入ったことのない新たな領域に入

った。

安倍晋三首相は15日の参院

の特別委員会で、南スーダン

情勢に關し「自衛隊の安全を確保し、意義のある活動が困

難であると判断する場合、撤

収を立ち止らざる」とほな

い」と述べた。

稻田朋美防衛相は記者会見

で、18日に部隊の派遣命令を

出し、駆け付け警護など、別の

新任務で他国軍との宿営地で

武装集団の襲撃に対処する

とした。

所にいる国連関係者らが武装

集団などに襲われた際、武器

を持って助けに行く任務。閣

議決定では実施計画を変更

し、自衛隊がPKOで実施す

る業務に駆け付け警護を追加

した。隊員や周辺者の身を守

る従来の正当防衛・緊急避難の「自己保存型」に加え、任務遂行への妨害行為に警告射撃や威嚇を行う「任務遂行型」の武器使用が初めて可能となつた。

受け入れ国の同意などPKO参加の原則が満たされてい

る状況でも「安全を確保しつつ意義ある活動を実施する」とが困難と認められる場合

が生じれば、政府の国家安全

保障会議(NSC)の審議後、

部隊を撤収するなどの項目も設けた。

新任務付与ありき 鮮明

11/16
福井

盤曲鑑圖 = 14



駆け付け警護

▼本音
「南ス

「國家」は再び跋扈に立たされた。

安倍政権が自衛隊への「駆け付け警護」任務の付与に踏み切った。自衛隊員のリスク増への懸念を残したまま、政権へのダメージ回避策を周到に講じつつ、掲げる「積極的平和主義」の具体化を最優先させた。閣議決定に至る経緯をたどるべく、「新任務付与ありき」の姿勢が鮮明に浮かぶ。戦後日本が築いてきた「平和」という

「積極平和主義」を優先

本
二

表層
深層

ただ首相が求めるのは安保法の整美な運用だ。新任務を南スチーナンの首都ジョバとその周辺に限定したのも陸上部隊が武力衝突に巻き込まれたり、死傷したりする事態が起らぬないようにするためだ。国際社会への貢献を示す必要はあるが、万が一のことがあれば政権が揺らぎかねない。首相は特別委で、活動実施が困難と判断した場合、撤収をためらわないと重ねて強調。政府高官は「現実の運用は慎重にならざるを得ない。現地の部隊は手柄を立てようと思わずとい」と本音を漏らす。

駆け付け警護を巡るスタンス



ただ首相が求めるのは安保法の整美な運用だ。新任務を南スチーナンの首都ジョバとその周辺に限定したのも陸上部隊が武力衝突に巻き込まれたり、死傷したりする事態が起らぬないようにするためだ。国際社会への貢献を示す必要はあるが、万が一のことがあれば政権が揺らぎかねない。首相は特別委で、活動実施が困難と判断した場合、撤収をためらわないと重ねて強調。政府高官は「現実の運用は慎重にならざるを得ない。現地の部隊は手柄を立てようと思わずとい」と本音を漏らす。

防衛省	外務省
▶自衛隊員の安全確保	▶国連への貢献を目に見える形で示し、国際社会での日本の立ち位置を高める
▶国民に自衛隊の活動内容を十分に説明	

卷之三

「駆け付けるだけじゃなく」 横田吉昭

限定的な一時措置
他国軍と共同対処

◎ 俗文化研究

複雑な思いだ。自衛隊員全確保に不安を残すから、未知の領域に分け入り、危険に身をさらす可能性がある。現場の自衛隊員にとってばかりではなく、活動内容が理解されているのか、実際にどう動けばいいのかと懸念が残っているのも事実だ。

安保法に関わった国民党側は、「国会では法案押し付けられてきた」と法整備の意義を訴えた。「助ける能力があるにもかかわらず、何もしないわけにはいかない」とも主張した。

宿營地の共同防衛についても、自衛隊がルワンダの部隊など同じ宿營地を活動拠点としている点を挙げ、「他国の要員が危機にひんじている場合でも、これまで自衛隊は共同して対応できず、平素の訓練にも参加できなかつた」と説明。「他の國の軍人は運命共同体で、共同対処すれば金を高められる」とした。

自衛隊撤収の可能性に関する①要員の安全を確保し、意義ある活動を行えるか②紛争当事者の停戦合意などPKOの原則を満たしているかで判断する方針を示した。反政府勢力トップのマーシャル前第1副大統領の勢力は系統だった組織性はないがなく、法的に紛争当事者となり得る「國家に連する組織」は現地に存在しないとした。